

補助金調書

補助金名	福岡市新規創業促進補助金				担当課 (連絡先)	経済観光文化局創業推進部創業支援課 (TEL092-711-4455)
交 付 先	☒ 個人 ☐ 団体	創業者		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	☒ 公募 ☐ 非公募	(公募の場合) 公募時期	令和7年4月1～令和8年3月31日			
(公募の場合) 応募要件	令和7年4月1日以降に、福岡市の特定創業支援等事業の証明を活用し登録免許税半額軽減を受けて新たに会社を設立する創業者。					
(非公募の場合) 非公募の理由						
補助開始年度	令和2	年度	経過年数	6	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	【目的】 新たに会社を設立する経費の一部を助成することにより、新たなチャレンジを行う創業者を後押しし、創業の裾野を広げ、時代の変化に対応した新しい価値やサービス、多くの雇用を創出することで本市経済の活性化に寄与することを目的とする。 【補助対象事業】 会社の設立に係る登録免許税額(租税特別措置法第80条第2項各号に規定する金額)					
補助金の終期	7	年度	延長回数	5	回	
終期を延長する理由	① 令和2年度に当該補助事業が始まったことを踏まえると、創業の垣根が下がり、裾野は広がっているものの、本市経済の活性化に寄与するために、今後も継続した取り組みが必要である。 ② 福岡で創業しやすい環境を形成することは、スタートアップ都市・福岡の実現だけでなく、雇用創出や産業集積に繋がり、また多様で活力あるまちづくりの促進にも寄与することから、必要性・公益性を有している。 ③ 当該補助金により、福岡での創業が促され、国内外からの優秀な人材集積につながっており、今後も当該事業を継続することで効果が十分に期待できる。 ④ 公募のうえ、要件を満たす創業者へ広く交付を決定するため、公平性は保たれている。 ⑤ 福岡市内での創業の裾野を広げるにあたり、補助金交付が最も効果の高い支出方法である。 以上の理由により、終期を延長するもの。					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	☒ 定額 ☐ 定率 ☐ その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 株式会社：一律75,000円 合同会社：一律30,000円				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段：交付件数】 【下段：決算】 (※1)	当該年度 件 17685 千円	前年度 件 18195 千円	前々年度 件 17730 千円	前々々年度 件 15330 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	株式会社を設立した233名及び合同会社を設立した24名の創業者に対して補助を実施し					
補助金交付 による効果	福岡市内での創業の後押しとなっており、創業の裾野が広がっている。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。